三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第十四号（平成二十四年四月六日発行）、水路通報第十七号（平成二十四年四月二十七日発行）、一管区水路通報第十一号（平成二十四年三月二十三日発行）、二管区水路通報第十三号（平成二十四年三月三十日発行）、三管区水路通報第十二号（平成二十四年三月二十三日発行）、九管区水路通報第十二号（平成二十四年三月二十三日発行）

○環境省告示第五十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関連政令の整理に関する政令（平成二十三年政令三百六十四号）の施行に伴い、並びに騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年厚生省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣　細野　豪志

別表第一号中「指定された区域」を「指定された地域」に改め、同号中「又は騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）第四条に規定する市の長」を「（市の区域内の区域については、市長。）」に改める。

○環境省告示第五十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関連政令の整理に関する政令（平成二十三年政令三百六十四号）の施行に伴い、並びに振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和五十一年十一月環境庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣　細野　豪志

第一条中「又は振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）第五条に規定する市の長」を「（市の区域内の区域については、市長。）」に改める。

第二条中「市町村」を「町村」に改める。

第1の1中「都道府県知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長。）」を加える。

○環境省告示第五十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関連政令の整理に関する政令（平成二十三年政令三百六十四号）の施行に伴い、並びに騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年十一月厚生省、農林省通商産業省、運輸省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣　細野　豪志

第一条第一項中「又は騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）第四条に規定する市の長」を「（市の区域内の区域については、市長。）」に改める。

第二条中「市町村」を「町村」に改める。

○環境省告示第五十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関連政令の整理に関する政令（平成二十三年政令三百六十四号）の施行に伴い、並びに振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和五十一年十一月環境庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年三月三十日

環境大臣　細野　豪志

第一条中「又は振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）第五条に規定する市の長」を「（市の区域内の区域については、市長。）」に改める。

第二条中「市町村」を「町村」に改める。

○防衛省告示第七十四号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第五条の規定に基づき、昭和四十九年防衛施設庁告示第七号（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第三条第二項各号に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及びひん度を定めた件）の一部を次のように改正したので、同令第十九条の規定により、告示する。

平成二十四年三月三十日

防衛大臣　田中　直紀

本文中「知的障害児施設、知的障害児通園施設」を「福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。）、福祉型児童発達支援センター（同法第四十三条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターをいう。）」に、「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設（同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。）、医療型児童発達支援センター（同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターをいう。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○防衛省告示第七十五号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

防衛大臣　田中　直紀

第一号及び第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

○防衛省告示第七十六号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年防衛省告示第七十三号（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

防衛大臣　田中　直紀

第十一号中「熊本市」の下に「東区」を加える。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

三月二十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律

議案通知書受領

三月二十八日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第百七十四回国会内閣提出、本院継続審査）

質問書提出

三月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

休眠預金に関する質問主意書（丹羽秀樹提出）

報告書受領

三月二十八日人事院総裁江利川毅から次の報告書を受領した。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第三項の規定に基づく平成二十三年官民人事交流に関する年次報告

参議院

議案提出

三月二十八日議員から次の議案が提出された。

東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（谷岡郁子外五名発議）（参第一三号）